

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて適切に情報を得ることができるよう、字幕放送、解説放送等の充実を図るため、平成19年10月に策定した行政指針に定める20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標の達成に向けて、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成等を行うことにより、各放送局の自主的な取組を促す。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、7月に東京、10月に仙台市において「高齢社会フォーラム」を開催する。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施する。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、全国ボランティア活動振興センターが実施する全国ボランティアフェスティバルの開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を引き続き支援する。また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推進特別支援事業」として、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等へ補助を実施する。

高齢者福祉、共働き支援、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出に

よる地域活性化を図る。

また、地域活性化・雇用促進資基金（社会貢献型事業関連）の活用により、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しては、民間金融を補完しつつ、日本政策金融公庫を通じてソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指す。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督を引き続き行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行う。

さらに、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を国立公園等で実施する。

さらに、内閣府では、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを養成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施する。平成22年度は、日本青年9名をドイツに派遣するとともに、ドイツ、ニュージーランド、英国から同分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕良質な住宅

ストックの形成及び将来世代への承継、〔2〕良好な居住環境の形成、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。また、認定長期優良住宅を新築等した場合の登録免許税・固定資産税・不動産取得税の特例措置について適用期限を2年延長する。

(イ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進

良質な民間賃貸住宅の供給促進のため、引き続き、地域優良賃貸住宅制度により、高齢者向けの優良な賃貸住宅に対して整備費の助成、家賃減額に対する支援を行うとともに、同制度における既存民間賃貸住宅の活用及び床面積の基準の緩和により、供給の促進を図る。

(ウ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(エ) 住宅市場の環境整備

ストック型社会への転換を図るため、既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

また、消費者が安心してリフォーム事業者を選択し、適切な工事を実施できるよう、リ

フォームに係る技術的知見の提供や適正性の判断基準の検討、地域における専門家派遣の活動に対する支援等の環境整備を図る。

さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)で創設された住宅版エコポイント制度において、エコリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについてポイント発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済(承継償還制度)を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者住まい法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、高齢者居住支援センターにおいて、登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯の家賃に係る債務保証を行う。なお、登録住宅については、平成22年5月からは、一定の基準を満たす賃貸住宅でなければ登録することができないようにする。また、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の

供給を行う。また、引き続き地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱う。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度の一層の普及を図る。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。さらに、旧住宅公庫の融資について、返済期間中に自ら居住する要件を緩和し、高齢者等が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等へ賃貸することを可能とする。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者住まい法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅や高齢者の生活を支援する施設が合築・併設された高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進を図る。

さらに、高齢者等が居住する家屋のバリアフリー改修工事を行った場合の固定資産税の特例措置について、適用期限を3年延長する。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業において、バリアフリー等の性能に優れた住宅に係る金利引下げを行う優良住宅取得支援制度について、時限的に金利引下げ幅を拡大する。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

高齢者住まい法に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、高齢者のニーズに応じたより適切な住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

さらに、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を介護保険法の特設施設として取り扱い、特に一定の人員基準等を満たした場合には特設施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、住宅と福祉の施策の連携を図る。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

商店街において大きな課題となっている空き店舗の解消・活用と、高齢化社会への対応を図るため、商店街の空き店舗を活用して、高齢者交流拠点としての機能を担うコミュニティ施設等を設置・運営する事業への支援を行う。

また、バリアフリー型カラー舗装等、高齢者等に配慮した商店街整備事業に対しても支援を行う。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

鉄道駅、旅客船ターミナルにおけるエレベーター、バリアフリー施設の整備については、補助を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーターの設置に係る税制上の特例措置について、適用期限を1年延長する。

同様に、ノンステップバス等の車両の導入に

対しては補助及び日本政策金融公庫による融資、低床型路面電車の車両の導入に対しては補助を行うとともに、ノンステップバス、リフト付バス、低床型路面電車、公共交通移動等円滑化基準に適合する客席数60席以上の航空機の導入に係る税制上の特例措置について、適用期限を1年延長する。

また、移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、また、就労、余暇を支える要素である。したがって、その障壁を取り除き、すべての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道の整備、②歩道の段差解消・勾配等の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、⑪信号灯器のLED(発光ダイオード)化を実施する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策等を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要など

ころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施する。

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線「ゆずりあい車線」の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、22年4月に施行される高齢運転者等専用駐車区間の整備等、道路交通環境の整備を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

高齢者や障害者等の移動制約者が必要に応じ移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動して積極的に活動できるバリアフリー環境をソフト施策の面からも構築するために、歩行空間ネットワークデータ等を活用し、モビリティサポートサービスの普及・展開を図る。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー新法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推

進する。

都市公園については、バリアフリー新法に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、平成21年度に創設された「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の活用によって、高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備をより一層推進する。

エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、公共賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する事業を推進する。

高齢者等居住安定化推進事業を創設し、公的賃貸住宅や一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅と、高齢者の生活を支援する施設や医療設備等を一体的に整備する場合、国が直接支援することとしている。

また、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等の整備を推進する。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合はほぼ半数となっており、今後、高齢化が進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」（計画期間：18～22年度）等に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育（世代間交流事業）、③シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかにする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

また、高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺を始めとする振り込め詐欺・恐喝については、あらゆる法令を活用するなどして、その取締活動を強化するとともに、高齢者等の被害者層に焦点を絞った広報啓発活動や、関係機関・団体と連携した官民一体となった予防活動に努める。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」に基づき、養介護施設等の従事者による虐待及び養介護者による虐待の状況について、21年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っ

ていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

法務局・地方法務局の常設の人権相談所等において、高齢者の人権相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成22年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、相談窓口の開設時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど人権相談体制を強化する予定である。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、一部改正 平成17年法律第37号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪

水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。また、土砂災害防止基本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン(平成19年4月)(国土交通省砂防部)」により市町村の警戒避難体制の整備が円滑に行えるように引き続き支援を行っていく。

高齢者を中心に増加する住宅火災による死者数の大幅な低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点項目として、地域が一体となって、住宅用火災警報器等の早期設置や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

また、平成21年度補正予算により、就寝を伴う小規模な社会福祉施設等で自動火災報知設備の設置が義務づけられていないものに対し、連動型住宅用火災警報器を国が一括で調達のうち各地方公共団体に配備し、防火安全教育・指導の一環として設置する。

さらに、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等について、事業者の自発的取り組みを促し、日常生活様式や非常時の行動特性等に対応した防火対策を普及推進する。

「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」の結果を踏まえ、先進的取組事例を紹介するなど、引き続き、市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組を促進する。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を

計画的に実施する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園をはじめとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう、高齢者グループの優良活動事例の普及・啓発、医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動を実施するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、ヘルパーや配食活動等を行う農村女性グループの人材養成活動等を支援するとともに、高齢者による農作業中の事故が多くなっている実態を踏まえ、事故リスクの高い高齢者等への実践的な指導マニュアルの作成や、高齢者の事故が多い農業機械の転落・転倒事故に絞った農作業安全の全国運動を展開する。

加えて、「森林・林業基本法」(昭和39年法律

第161号)に基づき策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定)を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用等に向けた支援を行う。

さらに、「水産基本法」(平成13年法律第89号)に基づき策定された「水産基本計画」(平成19年3月閣議決定)を踏まえ、高齢者に配慮した施設整備を実施する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者は認知症、悪性新生物(がん)等の様々な疾患にかかりやすい。従って高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、要介護状態になる原因として重要な認知症、運動器疾患等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

がんについては、平成19年4月に施行された「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)に基づき、19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん患者を含めた国民が、進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療を受けられるよう、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が全体目標として設定されている。がん対策に資する研究については、この全体目標を実現するために、難治がんに関する研究や長期的な療養の状況把握も含む患者のQOL(生活の質)の向上に資する研究など、臨床的に重要性の高い研究やがん医療の均てん化等行政的に必要性の高い研究を実施していく。

また、医薬品、医療機器の研究開発を推進し国民へ迅速に提供するために、平成19年度より開始した「革新的な医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」及び「新たな治験活性化5か年計画」に基づく各種施策を、関係者との連携を密にしながら引き続き推進する。

がん・生活習慣病等に関する有望な基礎研究の成果を実用化するための支援拠点の整備や、これらの疾患の早期診断・治療薬開発に資する分子イメージング技術の高度化等を行う。また、こうした成果も活用しつつ、個人に最適な医療の実現に向けた取組を引き続き推進する。

平成22年度から、小さながんを超早期に発見するため、信頼性の高い画像診断技術や、従来技術では困難であった超微小ながん等の治療のため、次世代放射線治療機器等の研究開発を行う「がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト」や、生体内において幹細胞の増殖・分化・再生を促進する次世代再生医療技術や、小児にも適用可能な小型の埋込み型補助人工心臓の研究開発を行う「次世代機能代替技術研究開発事業」を推進する。

アルツハイマー病の発症前診断を可能とするため、脳の画像解析等を行うことで、アルツハイマー病の進行度合いを客観的に評価する技術や簡便に進行度合いを検証できる技術等を開発し、画像診断と生化学診断を融合した日本人アルツハイマー病の総合診断体系の構築を引き続き進める。また、アルツハイマー病の原因物質を標的とした根本治療法の開発を行う。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発